

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年五月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ院庄店

所在地 津山市院庄字五反田一〇二九番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後十時

(変更後) 午前七時から午後十二時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後十時まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後七時まで

(変更後) 午前五時から午後九時まで

4 変更年月日

平成三十年五月二日

二 届出年月日

平成三十年五月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年五月十五日から同年九月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課